

使用開始日 2022年3月9日

投資信託説明書(交付目論見書)

4753-①

ダイワ／フィデリティ・アジア3資産分散ファンド

追加型投信／海外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))	年4回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	23兆6,765億円

(2021年12月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ／フィデリティ・アジア3資産分散ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2022年3月8日に関東財務局長に提出しており、2022年3月9日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい）。

ファンドの目的

- アジア地域の株式、高利回り事業債（ハイ・イールド債）およびリート（不動産投資信託）に投資し、配当等収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 アジア地域の株式^(注1)、高利回り事業債（ハイ・イールド債）^(注2)およびリート^(注3)に投資します。

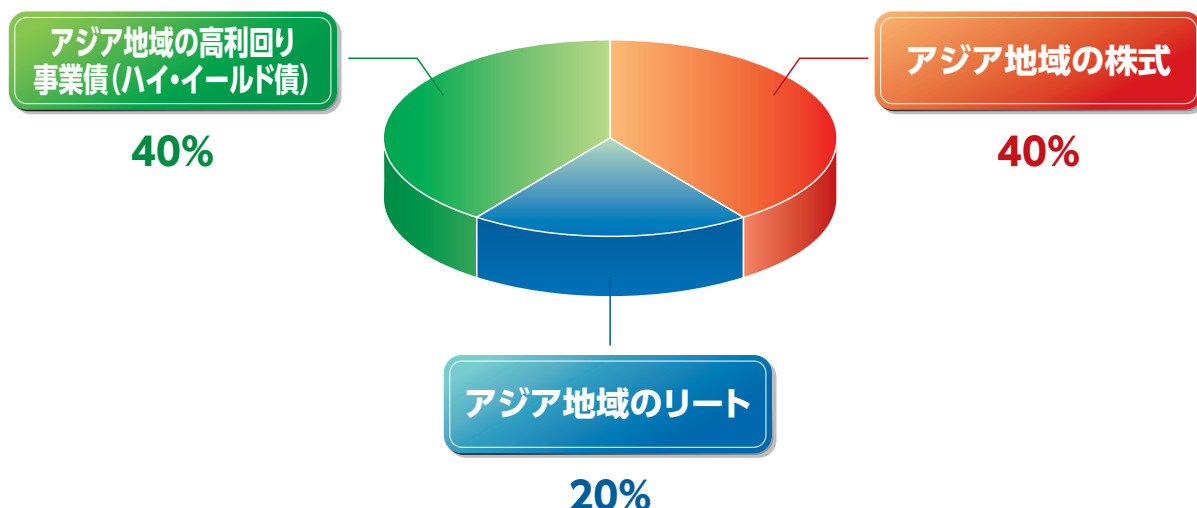
(注1) 「株式」…DR（預託証券）を含みます。

※DR：Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

(注2) ディストレス債、デフォルト債および格付けのない債券等にも投資する場合があります。
〈後掲の「◆ハイ・イールド債とは…」をご参照下さい。〉

(注3) リートについては、アジア地域（日本を除きます。）に加えてオセアニア地域に投資を行なう場合があります。

- 各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。



(注) 標準組入比率を示したものであり、実際の組入比率とは異なります。

2 アジア地域^(注1)の株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄選択を行います。

(注1) アジア地域（日本を除きます。）とは、中国（香港を含みます。）、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、インド等をいいます。

- インドを除くアジア地域の株式^(注2)の運用については、ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドおよびダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドの助言を受けます。

(注2) 株価に連動する有価証券を活用する場合があります。

〈ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドについて〉

ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（所在地：香港）は、1988年に香港において設立された会社で、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。

〈ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドについて〉

ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（所在地：シンガポール）は、1994年にシンガポールにおいて設立された会社で、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。

- インドの企業の株式の運用については、SBI Funds Management Limitedの助言を受けます。

〈SBI Funds Management Limitedについて〉

- SBI Funds Management Limitedは、1955年設立のインド最大級の国営商業銀行であるインドステイト銀行（State Bank of India）とフランスの大手運用会社であるアムンディから出資を受ける合併会社であり、両社との関係を最大限に活かし、資産運用業務を行なっています。
- 1992年2月に非公開有限責任会社として設立され、2021年12月に公開有限責任会社へ移行しました。

* 2021年12月16日に「SBI Funds Management Private Limited」から「SBI Funds Management Limited」へ商号変更となりました。

3 アジア地域の高利回り事業債（ハイ・イールド債）への投資にあたっては、主として活動の大半がアジア地域で営まれている発行体が発行する高利回り事業債（ハイ・イールド債）に投資を行ないます。

- アジア地域の高利回り事業債（ハイ・イールド債）の運用は、FILファンド・マネジメント・リミテッドが行ないます。

フィデリティの概要

フィデリティ*は、世界で250万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

*フィデリティは、FILリミテッドおよびその傘下の資産運用サービスを提供する企業を指します。FILファンド・マネジメント・リミテッド（パミュダ）はFILリミテッドの傘下の企業です。

◆ハイ・イールド債とは…

- 債券などの格付会社（S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ（Moody's）など）によって格付けされる債券の信用度でBB格相当以下に格付けされている事業債をいいます。
- 将来的なデフォルト（債務不履行）の可能性が高い分、利回り（イールド）も相対的に高くなっています。
- 金利動向の影響のほか、発行企業の財務内容等の変化、格付動向等の影響を強く受け、上位に格付けされた債券に比べて価格が大きく変動します。

信用度		S&P の場合	ムーディーズの場合
高い	投資適格債	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa
	ハイ・イールド債	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C
低い			

- 債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ（Moody's）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。
- 信用度の低い格付けをもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。
- 付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

◆ディストレス債とは…

- 発行企業の財務状況や信用力の悪化により著しく価格が低下した債券をいいます。

◆デフォルト債とは…

- デフォルトとは一般的には債券の利払いおよび元本返済の不履行、もしくは遅延などをいい、このような状態にある債券をデフォルト債といいます。

ファンドの目的・特色

4 アジア地域^(注)のリートへの投資にあたっては、個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。

(注) アジア地域（日本を除きます。）に加えてオセアニア地域に投資を行なう場合があります。

- アジア地域のリークの運用については、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクの助言を受けます。

〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・ 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・ リート運用では最大級の資産規模。
- ・ ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・ 優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・ 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

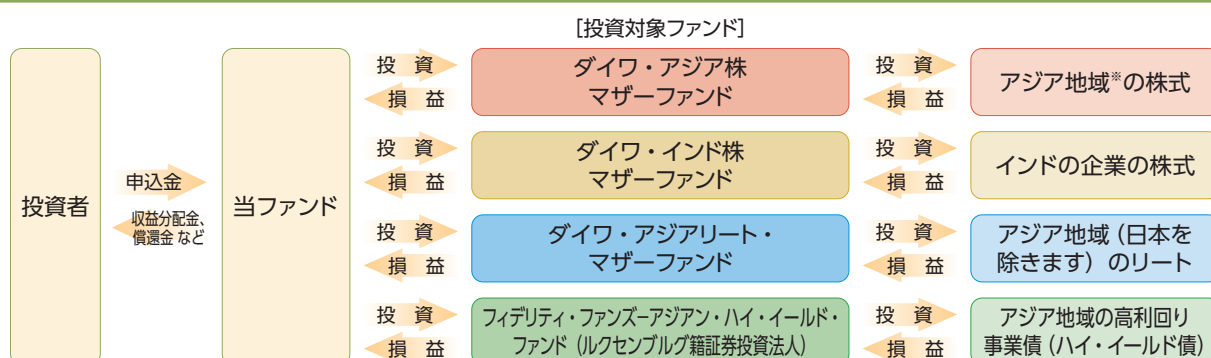
- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

投資対象ファンド

- ① ダイワ・アジア株マザーファンド
- ② ダイワ・インド株マザーファンド
- ③ ダイワ・アジアリート・マザーファンド
- ④ フィデリティ・ファンズ・アジア・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて、アジア地域の株式、高利回り事業債（ハイ・イールド債）およびリートに投資します。



※中国（香港を含みます。）、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム等（日本およびインドを除きます。）

(注) くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- ・ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

- ・ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

5 毎年3、6、9、12月の各15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続した分配を行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



- ◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
高利回り事業債（ハイ・イールド債）の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 高利回り事業債（ハイ・イールド債）は、上位に格付けされた債券と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。なお、ディストレス債やデフォルト債については、発行企業の財務内容の変化等の影響を特に強く受け、価格が非常に大きく変動します。
リートの価格変動	リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

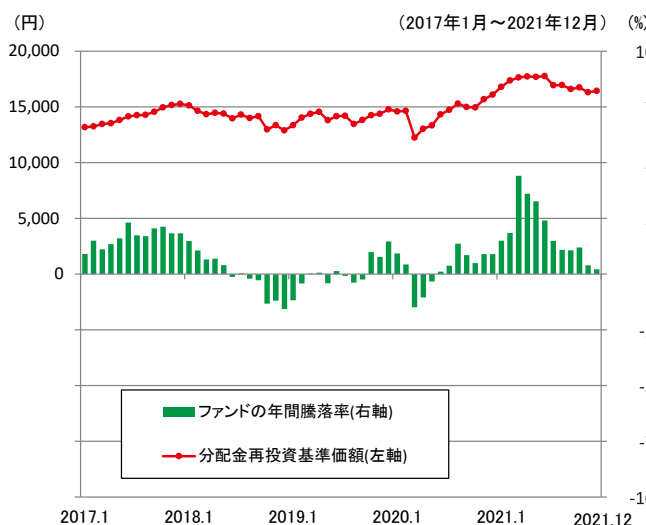
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

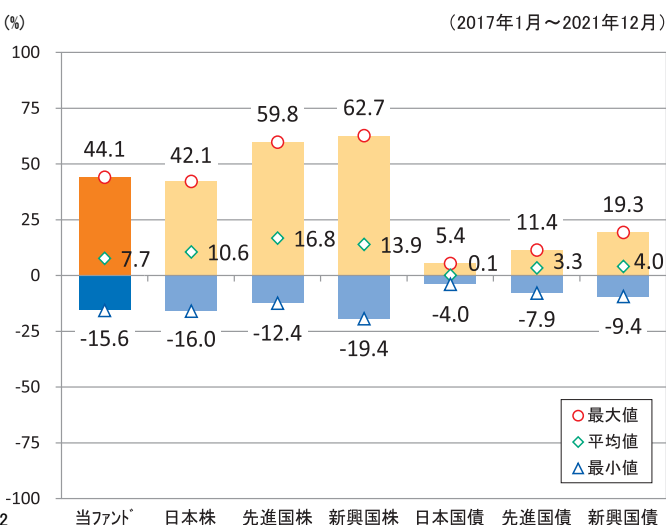
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間にける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間にける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

●ダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンド

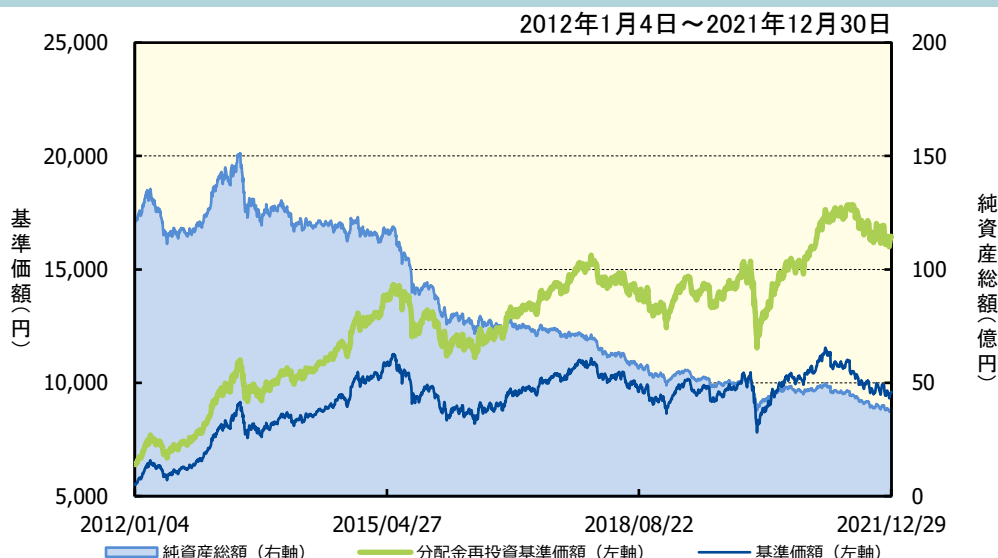
2021年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,587円
純資産総額	38億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.8%
3カ月間	-0.9%
6カ月間	-7.4%
1年間	2.2%
3年間	27.6%
5年間	27.3%
設定来	64.4%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,250円 設定来分配金合計額: 4,800円

決算期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
	19年3月	19年6月	19年9月	19年12月	20年3月	20年6月	20年9月	20年12月	21年3月	21年6月	21年9月	21年12月
分配金	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	250円	650円	500円	50円	50円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

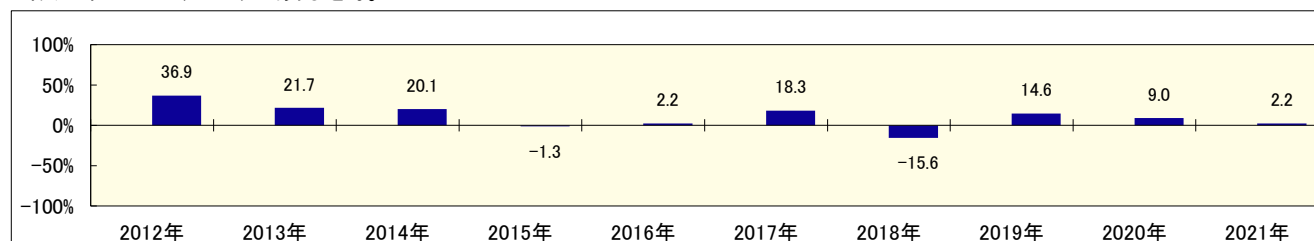
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	フィデリティ・ファンズーアジアン・ハイ・イールド・ファンド	38.6%
大和アセットマネジメント	ダイワ・アジア株マザーファンド	36.0%
大和アセットマネジメント	ダイワ・アジアリート・マザーファンド	20.5%
大和アセットマネジメント	ダイワ・インド株マザーファンド	4.2%
合計		99.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2021年は12月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

[投資対象ファンドの概要]

I. ダイワ・アジア株マザーファンド

主要投資対象	アジア地域の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。以下同じ。）する企業の株式およびDR（預託証券）
主な投資態度	①主として、アジア地域(中国（香港を含みます。）、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム等（日本およびインドを除きます。）の株式*に投資し、信託財産の成長をめざします。 ②企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄選択を行ないます。運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドおよびダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドの助言を受けます。 （ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドおよびダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、委託会社の海外現地法人です。） ③株式*の組入比率は、原則として高位を維持しますが、経済情勢や投資環境等の急変あるいは証券・金融市場の混乱が起きた場合、または起きることが想定される場合、一時的に株式の組入比率を引き下げることがあります。 ④保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ※「株式」…DR（預託証券）を含みます。また、株価に連動する有価証券を活用する場合があります。
運用管理費用（信託報酬）	かかりません。 ※投資助言を行なうダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドおよびダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社

II. ダイワ・インド株マザーファンド

主要投資対象	インドまたはその他の国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。以下同じ。）するインドの企業の株式およびDR（預託証券）
主な投資態度	①主としてインドまたはその他の国の金融商品取引所に上場するインドの企業の株式およびDR（預託証券）に投資し、信託財産の成長をめざします。 ②インドの企業の株式（DRを含みます。）から企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄選択を行ないます。 ③株式（DRを含みます。）の組入比率は、原則として高位（信託財産の純資産総額の80%程度以上）とします。 ④保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ◆運用については、SBI Funds Management Limitedの助言を受けます。
運用管理費用（信託報酬）	かかりません。 ※投資助言を行なうSBI Funds Management Limitedが受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社

Ⅲ. ダイワ・アジアリート・マザーファンド

主要投資対象	アジア地域（日本を除きます。以下同じ。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。
主な投資態度	①主として、アジア地域の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。 ②個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクの助言を受けます。 ③不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ④アジア地域の不動産投資信託証券に加えてオセアニア地域の不動産投資信託証券に投資を行なう場合があります。 ⑤保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
運用管理費用（信託報酬）	かかりません。 ※投資助言を行なうコーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社

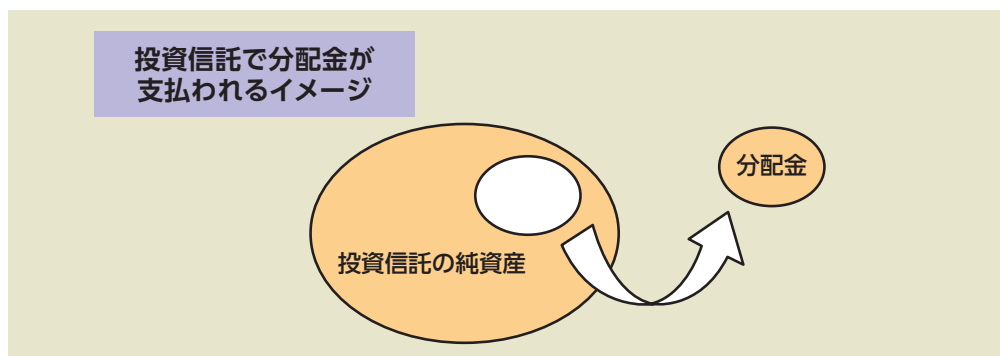
Ⅳ. フィデリティ・ファンズ・アジア・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

主な投資対象	主として活動の大半がアジアで営まれている発行体が発行する高利回り事業債（ハイ・イールド債券）。
投資目的	主として、活動の大半がアジアで営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
管理報酬	年率1.00%
投資運用会社	FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）

注）管理報酬は年率1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.30%については、ファンドに割戻しを行ないます。

[収益分配金に関する留意事項]

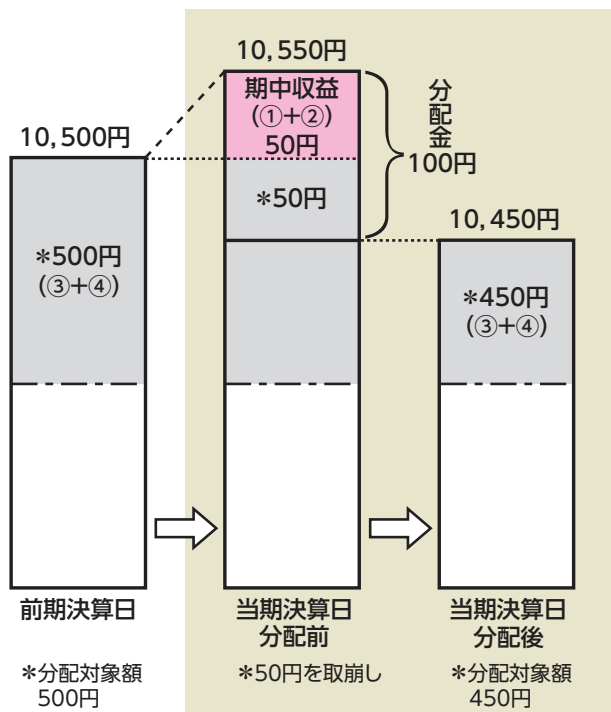
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



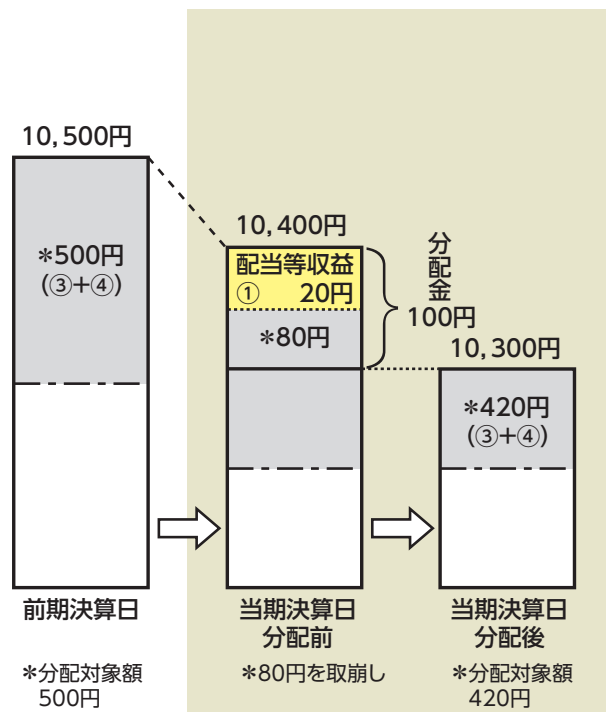
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(注) 「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 受 付 中 止 日	香港証券取引所の休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購 入 の 申 込 期 間	2022年3月9日から2022年6月13日まで
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信 託 期 間	2007年6月29日から2022年6月15日まで 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年3、6、9、12月の各15日（休業日の場合翌営業日）
収 益 分 配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信 託 金 の 限 度 額	1,550億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ https://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月および12月の計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2021年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3% (税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。	—		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.408% (税抜1.28%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。		
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の場合	年率0.61%	年率0.61%	年率0.06%
	500億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.55%	年率0.67%	年率0.06%
	1,000億円以上の場合	年率0.50%	年率0.72%	年率0.06%
投資対象とする 投資信託証券	年率1.00%	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。		
実質的に負担する 運用管理費用	年率1.688% (税込) 程度 (実際の組入状況により変動します。)			
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。		

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

〈税金〉・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

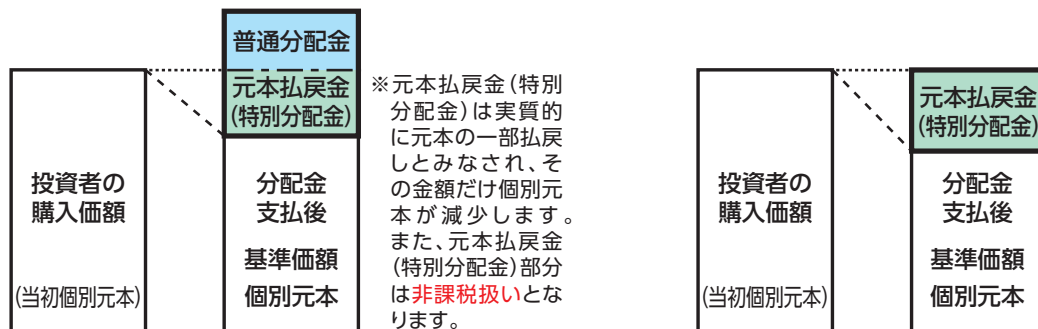
※上記は、2021年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。